

七尾市の 行財政改革

平成22年3月
七尾市

目 次

七尾市行財政改革大綱（改訂版）	・・・・・・・・・・	1
-----------------	------------	---

七尾市行財政改革2次プラン		
（集中改革プラン）	・・・・・・・・・・	15

資料編	・・・・・・・・・・	43
-----	------------	----

七尾市行財政改革大綱

（改 訂 版）

平成22年3月
七 尾 市

目 次

はじめに	4
I 改革の背景	5
1. 国・地方の状況	5
2. 市の状況	5
II 自治体運営の基本理念	6
1. 住民自治	6
2. 協働	6
3. 持続性	7
III 行財政改革の基本方針	7
1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営	7
2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制	7
3. 健全な財政運営	8
IV 改革の内容	9
1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営	9
(1) 情報提供・共有の推進	9
(2) 市民との対話	9
(3) 市民主体の行政	9
2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制	9
(1) 行政システムの改革	9
(2) 組織・人事管理制度の見直し	9
(3) 民間の経営手法の活用	9
(4) 特別会計の健全化	10
(5) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、 第三セクターの見直し	10
3. 健全な財政運営	10
(1) 財政の健全化	10
(2) 公共施設の適正配置	10
(3) 受益と負担の適正化	10
(4) 経費の削減	10
(5) 事務事業の見直しと七尾市総合計画の実施計画策定	11

4. 推進体制	11
(1) 推進期間	11
(2) 推進体制	11
① 庁内での改革推進体制	11
② 市民とともに改革を推進する体制	11
(3) 計画的な実施	11
(4) 進捗状況等の公表	12
(5) 市民からの意見・提案の把握	12
(6) 大綱の改訂	12

用語説明	13
------	----

はじめに

七尾市の行財政改革については、平成17年8月に、七尾市行財政改革大綱を策定し、改革に取り組んできましたが、推進期間である5年間で、平成22年3月に終了することから、平成22年4月から新たに行財政改革を推進するために、七尾市行財政改革大綱の改訂を行います。

七尾市が目指す将来像

七尾市総合計画では、～七尾湾と温泉を活かした能登から世界への架け橋～
「人が輝く交流体感都市」という将来像を掲げ、その基本方針として、

市民が主役のまち

活気あふれる元気なまち

文化の薫る美しいまち

安全で住みよいまち

の4つを掲げています。

市民の皆さんとともに、この4つの基本方針に表されているまちを実現させ、「未来」の子どもたちのために、着実にまちづくりを行っていくことが、「いま」のわたしたちに課せられた責任であると考えます。

I 改革の背景

改革を進めるためには、まず、今なぜ改革が求められているのかを、十分認識する必要があります。

1. 国・地方の状況

平成18年12月に成立した「地方分権改革推進法」に基づき、平成19年4月に設置された「地方分権改革推進委員会」では、平成19年5月30日に「基本的な考え方」を取りまとめ、同年11月16日に「中間的なとりまとめ」を行い、内閣総理大臣に対して、平成20年5月28日に「第1次勧告」を、同年12月8日に「第2次勧告」を行いました。

「基本的な考え方」には、地方のやる気、知恵と工夫を引き出し、地域に住む人たちのニーズや地域の魅力を最も捉えることができる地方が、自ら主役となって考え、実行できる体制をつくることが不可欠であり、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保等の観点から、税源配分の見直しをはじめとする、地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならないと謳っています。

また、地方分権改革の推進により、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築し、財政健全化にも資するべきであり、地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により「地方を主役に」の確立を目指すべきであり、住民・首長・議会が自治の担い手としての意識改革を行ない、その下で職員も自らの使命をしっかりと自覚して、それぞれが確固たる意志と責任を持って進んでいかなければならないと結んでいます。

2. 市の状況

七尾市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率でみると、合併当初の硬直化した指標から少しずつではありますが改善されました。平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、これに基づく平成20年度決算での「健全化判断比率」の指標上では「健全段階」ですが、標準財政規模に対する公債費の比率である「実質公債費比率」が高いことから、「公債費負担適正化計画」に基づき、地方債の適正な運用に努め、今後有利な地方債の発行や繰上げ償還により公債費負担の軽減を図る必要があります。

一方、金融危機に端を発した世界的な景気後退により、「百年に一度」といわれる経済危機の中で、歳入の根幹となる市税のうち法人税では、企業収益の大幅な悪化による減収が懸念されます。

財政の健全化は進んでいますが、「経済危機の克服」や「雇用不安の払拭」を実現するために、一般行政経費などの事務事業の見直しや、自主財源の安定的な

確保が不可欠であり、なお一層、経済変動に耐えられる健全・堅実な自治体運営を目指さなければなりません。

これまで本市では、協働のまちづくりを推進してきました。平成18年度に田鶴浜地域づくり協議会、平成19年度には中島地域づくり協議会、平成20年度には能登島地域づくり協議会がそれぞれ設置され、市民活動支援体制が順次進められています。

平成21年3月に七尾市総合計画を策定し、豊かな地域資源を最大限に活用して、市民がその魅力を体験・感動し交流する「交流体感都市」の実現に向け歩みだしましたが、その実現のためには、市民・事業者・行政が力を合わせて、地域を経営していく協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

II 自治体運営の基本理念

地方分権の進展により、地方公共団体では、個性を重視したまちづくりが求められています。分権型社会における目標は「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちの手でつくる」ことであり、「その実現のために市は何をすべきか」、「市民は何をすべきか」、「財政負担はどうあるべきか」などについて、抜本的な改革を考える必要があります。また、多様化する行政需要に対し、限られた財源の中で対応していくためには、自治体自身が市民と一体となって英知を結集し、行政サービスの低コスト化を進めていかなければなりません。正に、これからの自治体は、自立した地域経営が強く求められています。そこで、次の三つの基本理念をもとに諸施策を展開していきます。

1. 住民自治

市民の身近な行政は、市民に身近な自治体が処理する地方分権の時代にあって、市民の意思と参加によるまちづくりを推進するため、市民が主役となる行政を展開するとともに、公正・透明な行政運営を確保していきます。

2. 協働

少子・高齢化や市民ニーズの多様化などによる社会情勢に対応するためには、これまで行政が主導してきた行政サービスの提供について抜本的な見直しが行われています。

様々な市民と行政が能力と適性に応じて役割分担し、市民の自助、地域の互助、行政の公助とそれぞれが力を出し合える仕組みづくりが必要であり、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていきます。

3. 持続性

分権型社会を迎え、自己決定・自己責任のもとに、限りある資源や財源を、将来を見据えながら、現世代と次世代の受益と負担のバランスを図る中で運用し、持続あるまちづくりを進めていきます。

Ⅲ 行財政改革の基本方針

これからの社会経済環境の変化に対応し、市政の持続的発展の実現を図るためには、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

「行政が直接行うサービス」、「市民と協働して行うサービス」、「民間に任せるサービス」と、サービスの担い手を広く市民、民間の中から求める必要があります。市民と行政がそれぞれ役割分担を決め、お互いの役割と責任のもと、住みよい地域づくりに取り組んでいかなければなりません。

行政運営全般についても、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルを徹底することにより、仕事のやり方や組織を見直し、市政の体質改善を図るなど、内部努力の徹底を図っていかなければなりません。

経営的視点を導入した行財政運営を確立し、市民の満足度と成果を重視する市政への転換を図り、市民に質の高い行政サービスを継続的に提供できるよう次の3項目を行財政改革推進の基本方針とします。

1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

市民が行政に参加するには、市民との行政情報の共有が不可欠です。行政が行う行政サービスについては、市民に広く情報開示し、市民から意見を積極的に求め、その意見が十分に反映されるシステムを構築していかなければなりません。また、提供される行政サービスについても、市民や利用者から広く意見を募集し、さらに改善していく体制の構築も必要です。

今後は、市民参加をさらに進め、行政と市民との協働による開かれた透明性の高い市政を実現していきます。

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

限られた行政資源で、高度化・多様化する市民ニーズに的確・迅速に対応し、市民の負託に応えるには、業務の効率・減量化、経営視点の導入による業務の見直し等組織のスリム化を推進しなければなりません。これらの観点から、公共性・公平性の原則に留意しつつ、民間の経営手法やコスト感覚に学び、徹底した

効率化、減量化を進め経費を節減します。

今後は、新しい時代に対応する組織機構への継続的見直し、職員の資質向上や意識改革を実行し、最小のコストで最大の効果を上げることが可能な、簡素で効率的な行政体制を速やかに整備していきます。

3. 健全な財政運営

今後の財政構造については、地方交付税や国県支出金、地方債などへの依存型の財政構造から、歳入規模に見合った財政構造への転換を図ります。事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドによる見直し、基金の確保、市債の適正運用等、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取組みを積極的に進め、市政の持続的発展を支える財政基盤を確立していきます。

IV 改革の内容

1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

(1) 情報提供・共有の推進

多様な広報手段の採用により、市民に積極的に行政情報を提供することにより、情報の共有化を図り、より開かれた市政運営を目指します。

(2) 市民との対話

市民意見募集制度や市民満足度調査体制等により、市民の意見を広く取り入れ、市民の知恵の行政への反映を積極的に進めます。

(3) 市民主体の行政

市民、地域コミュニティ、ボランティア団体等多様な主体がそれぞれ持ち味をいかし、市民と行政が協働でまちづくりを推進するため、市民活動等を支援する体制を整備します。

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(1) 行政システムの改革

行政手続きの簡素化やITの活用等による住民サービスの向上を図ります。また、事務事業における評価制度を構築します。

(2) 組織・人事管理制度の見直し

簡素、かつ効率的な組織づくりと能力重視の人事・給与体系への転換を進めます。また地方分権時代を担い、市民との協働を推進するため職員研修を充実します。職員数は定員適正化計画を作成し、組織の効率化に合わせ計画的に減少させます。

(3) 民間の経営手法の活用

すべての公の施設について、管理のあり方を検証し、行政運営の効率化、サービス水準の向上等のため、指定管理者制度の積極的な導入を推進します。

(4) 特別会計の健全化

受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にすることで、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出の削減を行い、効率的な運営を進めます。

(5) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクター等の見直し

地方公営企業・地方公社については、経営計画を策定し、更なる経営健全化に取り組めます。第三セクターについては、独立採算性を目指し、改革スケジュールを策定します。経営内容により統廃合、民間譲渡、完全民営化等の検討を進めます。また、広域行政組織についても、中能登町や七尾鹿島広域圏事務組合とともに、そのあり方について検討を進めます。

3. 健全な財政運営

(1) 財政の健全化

経常経費を中心に、人件費、補助金、施設管理費等の節減や公債費負担の適正化等経費全般について縮減合理化を進めます。また、市税等の税込確保や財産収入の確保、使用料・手数料の適正化等により自主財源の確保に努め、自主的、かつ計画的に財政の健全化を進めます。

(2) 公共施設の適正配置

保育園は、公民の役割分担を検討し、適正配置及び民営化を推進します。小学校・中学校は、適正な学級数を確保するため、適正配置を含め、校区の再編成を進めます。その他公共施設については、費用対効果を調査し、類似施設の適正配置を進めます。

(3) 受益と負担の適正化

使用料・利用料等については、事務事業の性格、市民のニーズ等を考慮しながら見直しを行います。

(4) 経費の削減

補助金・扶助費の再編成、光熱水費の一層の省エネ、業務・管理委託の仕様見直し、公共工事のコストの見直し等経費全般について節減に努めます。

(5) 事務事業の見直しと七尾市総合計画の実施計画策定

事務事業については、需要の範囲、内容や効果を検証し、その必要性を見直し再編・整理、廃止・統合を進めます。

また、総合計画についても、事業の緊急性、必要性、効果などを検証し、事業の取捨選択を行い、実施計画を策定します。

4. 推進体制

(1) 推進期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(2) 推進体制

行財政改革推進本部が中心となり、全庁的体制で取組むほか、その進捗状況を定期的に行財政改革推進委員会や議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて広く市民に公表し、意見を反映します。

①庁内での改革推進体制

七尾市行財政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置し、毎年度、行財政改革大綱の進捗状況を調査し、改革目標達成に向けて進行管理を行います。

②市民とともに改革を推進する体制

七尾市行財政改革推進委員会

市民で構成する行財政改革推進委員会を設置し、行財政改革の進捗状況について、市民、民間の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行うとともに、実施状況について報告を受けます。

(3) 計画的な実施

年度当初に当該年度の改革目標を定め、その進行管理を行い、改革を計画的に実施します。

(4) 進捗状況等の公表

毎年度、行財政改革の実施成果を、広報誌、ホームページ等で市民に広く知らせます。

(5) 市民からの意見・提案の把握

市民意見募集制度等、改革の進行を広く公開し、市民の声を改革に反映します。

(6) 大綱の改訂

今後の地方分権の進展、経済情勢、行政需要等の変動に即応し、適時適切に見直しを行います。

用語説明

- 公債費 …………… 市が借入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の債務の支払いに要する経費
- 指定管理者制度 …… 体育館や公園、ホールなどの「公の施設」は、その公共性から、管理する主体は地方公共団体か公共的団体等に限られていましたが、地方自治法が改正になり、民間事業者（民間団体）でも「公の施設」の管理が可能となった
- 市民意見募集制度 …… 行政による規制の設定または改廃、事業の実施にあたり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見等をもとに検討後、最終意思決定を行う制度のこと
- 第三セクター …………… 地方公共団体または国と民間企業との共同出資により設立された事業体のこと
- 地方公営企業 …………… 地方公共団体が経営する企業で、住民の福祉の増進を目的とすることは一般行政と同じだが、その事業に要する経費を税金でなく、受益者が負担する
- 地方公社 …………… 地方公共団体が行うべき仕事である用地の先行取得や土地の造成、観光開発等といった事業を、その地方公共団体に代わって実施するために設立されたもの
- 地方交付税 …………… 全国どこの市町村に住んでいても一定の水準が保てるよう、国税収入の一部を地方公共団体に交付する税で、市町村は独自の判断で使える財源
- 標準財政規模 …………… 市税や普通交付税などの、毎年度経常的に収入される一般財源（用途の特定されていない財源）の標準的な規模を示すもので、市の財政状況をあらわすさまざまな指標に影響する数値
- 扶助費 …………… 生活保護や子供・高齢者等に対する各種福祉の助成、手当、医療給付などの社会保障に要する経費

七尾市行財政改革2次プラン

(集中改革プラン)

(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月
七 尾 市

目次

●現状と課題	17
●2次プランの策定と基本方針	18
●プランの取組み項目	19
1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営	19
(1) 情報提供・共有の推進	19
(2) 市民との対話	21
(3) 市民主体の行政	22
2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制	23
(1) 行政システムの改革	23
(2) 組織・人事管理制度の見直し	24
(3) 民間の経営手法の活用	26
(4) 特別会計の健全化	27
(5) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、 第三セクター等の見直し	27
3. 健全な財政運営	28
(1) 財政の健全化	28
(2) 公共施設の適正配置	29
(3) 受益と負担の適正化	30
(4) 経費の削減	30
(5) 事務事業の見直しと 七尾市総合計画の実施計画策定	31
●計画の推進	32
公の施設一覧	33
民間委託導入施設一覧	34
特別会計・公営企業会計一覧	35
第三セクター等一覧	36
市税等の収入確保に係る目標値および具体策	37
市税等の収入額・滞納額および口座振替率	39

●現状と課題

本市では、平成18年2月に行財政改革プランを策定し、「市民とともに歩む、開かれた行政運営」、「市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制」「健全な財政運営」の3つを基本方針に掲げ、これまで様々な改革に取り組んできました。

市民とともに歩む、開かれた行政運営を行うため、地域づくり協議会の設立やまごころ連絡員の設置、市民が企画したイベント等へ行政が参加する取組みなどを行いました。また、簡素で効率的な行政体制とするため、定員適正化計画に基づき職員数を145名減らした(平成17年4月1日現在と比較)ほか、組織の合理化・効率化、公共施設の統廃合などに取り組みました。更に、健全な財政運営の実現のため、未利用地の売払いや指定管理者制度の導入などを行ってきました。

このような取組みの結果、約30億円の収入不足を解消するという「財政の立て直し」については達成することができたと考えています。

財政状況のゆとりを表す経常収支比率は、6.3%改善(平成16年度と比較)することができました。また、平成21年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「健全化判断比率」は、「健全段階」であり、基金残高については合併時と比べて増加、市債残高については減少に転じました。

しかしながら、財政の立て直しの取組みが多かったため、市民の意見が十分に反映されるシステムの構築や、行政サービスをさらに改善していく体制の構築、組織の合理化や効率化、また施策に対応する体制の構築などの取組みが弱かったという課題が残りました。

●2次プランの策定と基本方針

1次プランでは、約30億円の収入不足をどのように解消していくかに腐心し、いかに支出を減らして、いかに収入を増やすかという『財政改革』が主であり、より良いまちづくりの推進や、より効果的な仕組みづくりを行う『行政改革』については、積極的に取組める状況ではありませんでした。

今回のプランでは、このような課題を踏まえ、これからは市民と行政が協働で行う新しいまちづくりを推進していくことや、積極的な情報発信、公の施設の利用促進を実施するなど『財政再建』から「七尾市総合計画」の実現による『サービス向上』を主とした『行財政改革』を目指します。

今後とも簡素で効率的な行政体制とするため、引続き定員の適正化を行うこととしますが、職員数が減少しても、サービスの低下を招くことなく、更なるサービス向上を図れる改革を推進するためには、職員一人ひとりのレベルアップは不可欠です。このため、職員の意識改革や資質向上を図るための対策に取り組んでいくことといたします。

これらのことを踏まえて、2次プランでは、平成22年3月に改訂した「七尾市行財政改革大綱」に基づいて、次のとおり具体的な対策に取り組んでいくこととします。

●プランの取組み項目

1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

(1) 情報提供・共有の推進

多様な広報手段の採用により、市民に積極的に行政情報を提供することにより、情報の共有化を図り、より開かれた市政運営を目指します。

◎ 具体的な取組み

■庁舎内の案内看板の見直し

[担当課：総務課]

来庁者が、目的の部署へスムーズに行くことができるよう、庁舎内の案内看板の表示を見直し、誰にでもわかりやすく、見やすい案内看板にします。

■まごころ連絡員制度の充実

[担当課：広報広聴課]

まごころ連絡員制度を、より利用しやすくするため、サービス項目等の見直しを行います。また、本制度をより理解してもらうため、ケーブルテレビや広報などでPRしていきます。

■部長マニフェストの公表

[担当課：秘書人事課]

市民に、各部の仕事の内容をお知らせすることや、職員の仕事への取組み意識高揚のため、年度の始めに各部長が定めた、それぞれの部における年度取組み項目および目標を公表します。

③ ■情報公開の実施に係る手数料の廃止

[担当課：広報広聴課]

開かれた行政運営を行うため、情報公開の実施に係る手数料の徴収を、平成22年4月から廃止します。

■よくある質問&回答集の作成

[担当課: 広報広聴課]

問合せの多い項目に対する回答集を作成し、ホームページに掲載することで、市民の皆さまの疑問を解消します。また、職員にも周知し、全職員が問合せに答えることができる仕組みづくりを行います。

■市民にわかりやすい広報誌の作成

[担当課: 広報広聴課]

行政用語をなるべく使わず、わかりやすい表現に努めるとともに、「広報モニター制度」を活用し、市民の目線に立った内容を取上げるなど関心を高め、市政への理解を図ります。

■財政状況のわかりやすい公表

[担当課: 企画財政課]

市のホームページで公表している、市債残高を時間当たりの変化で示す「借金時計」について、今後も残高見込みが変わるごとに作成し、表示します。さらに、公会計制度の取組みとして4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、毎年公表します。

■指定管理施設の管理運営状況の公表

[担当課: 担当所管課]

公共施設のサービス向上と施設の適切な管理が行えるようにするため、指定管理施設の管理運営状況の評価を行い、その結果をホームページ等で毎年度公表します。

■納税意識の啓発

[担当課: 税務課]

住みよいまちづくりを実現するために、納税に関する啓発を、小中学生以外にも対象者を広げて実施します。また、税についてさまざまな情報を掲載した「納税通信」を発行します。

③ 積極的な情報発信

[担当課: 広報広聴課]

市のホームページをリニューアルして、平成24年度中に新ホームページを公開し、より見やすく、わかりやすい構造にします。

■審議会、監査情報の公表 [担当課: 監査委員事務局、広報広聴課、審議会所管各課]

市の業務の透明性を図ること、公正で緊張感をもって業務を行うため、各審議会での審議内容や監査委員による定期監査報告、決算監査結果報告等の情報をホームペ

ージ等で毎年度公表します。

(2) 市民との対話

市民意見募集制度や市民満足度調査体制等により、市民の意見を広く取り入れ、市民の知恵の行政への反映を積極的に進めます。

◎ 具体的な取組み

■市長談話室、市長へのメールの更なる活用 [担当課：広報広聴課、秘書人事課]

市長と直接意見交換を行える場「市長談話室」や電子メールによる「前略、市長さん」制度を、誰もが手軽に利用できるものとするとともに、寄せられたアイデアや意見・質問を集約して、市政に反映します。

■なるほどなっとく市政講座の充実 [担当課：広報広聴課]

講座の内容や項目を見直し、ネーミングや手法を工夫して実施します。また、市民が知りたい情報についてのアンケート実施やPRを行い、利用しやすく多くの市民が活用できるものにします。

■市民意見募集制度の運用 [担当課：広報広聴課]

市が実施しようとしている施策について、市民の目線での意見を取り入れられるよう市民意見募集制度を活用します。

■市政懇談会の開催 [担当課：広報広聴課]

市民と市長が直接話し合える「市政懇談会」の実施回数を増やし、多くの市民が参加できる機会を設け、市政への関心を高め、市民ニーズを把握できる機会を充実します。

(単位：回)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
実施回数	10	13	16	19	22

⑩ ■ ご意見箱の充実

[担当課: 広報広聴課]

「ご意見箱」の設置場所を増やします。また、いただいた意見に対する回答を掲示することで、市民が市政運営に参画していることがわかるものとします。

○平成22年度中に全22公民館に設置

(3) 市民主体の行政

市民、地域コミュニティ、ボランティア団体等多様な主体がそれぞれ持ち味をいかし、市民と行政が協働でまちづくりを推進するため、市民活動等を支援する体制を整備します。

◎ 具体的な取組み

⑩ ■ まちづくり基本条例の制定

[担当課: 市民男女協働課]

市民と行政で「まちづくり」を行う新しい関係を築くため、また、市民協働の仕組みやルールを決めるために、自治の理念や原則、市民の権利などを定めた条例を、平成23年度に制定し、平成24年4月から施行します。

■ 市民活動団体の育成および支援

[担当課: 市民男女協働課]

協働のまちづくりの推進のため、協働のパートナーとして市民活動団体に対して、提案公募型補助事業等を通じて支援を行います。

■ 各地区集会所の地元譲渡

[担当課: 総務課、農林水産課]

市内にある集会所等を町会等に譲渡するため、譲与意向調査を実施して、地元町会が実質管理している建物について無償譲渡を行います。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
多目的集会所等の譲渡	長崎・閩 集会所	須 曾 集会所	—	横 田 研修セン ター	半 浦 共同利用 施設

■公の施設の利用促進

[担当課：施設所管全課]

多くの市民や観光客に市の公の施設を利用してもらえるように、各施設において利用促進のためのさまざまな取組みを行います。

※ P 3 4 「公の施設一覧」参照

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(1) 行政システムの改革

行政手続きの簡素化やITの活用等による住民サービスの向上を図ります。また、事務事業における評価制度を構築します。

◎ 具体的な取組み

④ ■公共用地先行取得事業特別会計および土地開発基金の廃止

[担当課：総務課]

地価が減少し続けている状況下において、公共用地の先行取得の必要性が薄れてきているため、公共用地先行取得事業特別会計および土地開発基金を、平成22年度から廃止します。

④ ■袖ヶ江駐車場（市役所前）の無料化

[担当課：総務課]

袖ヶ江駐車場（市役所前）を、平成22年4月から無料化し、市役所利用者の利便性を高めます。

④ ■資源ごみ集積場の常時開設

[担当課：環境安全課]

新聞やダンボール、空き缶等の資源ごみを常時出せる集積場を、平成22年4月から本庁および3市民センターに開設します。

■観光施設等共通券の導入

[担当課：観光交流課]

市内にある観光施設等の流動性・効率的な運営を確保するために、平成23年度から共通券を導入します。

⑨ ■各種申請書のダウンロード化

[担当課：土木課、都市建築課]

市のホームページからダウンロードできるさまざまな申請書様式に、平成22年4月から道路占用許可申請書、建築確認申請書、市営住宅入居申請書など新たに34種類を追加し、利便性を向上します。

■市営住宅の適正管理と整理

[担当課：都市建築課]

入居者の安心安全の確保のため、長寿命化計画を平成22年度に策定し、市営住宅の適正な維持保全をします。また、老朽化住宅を計画的に用途廃止します。

○平成22年度に 浜田住宅、塩津住宅を用途廃止

○平成26年度に 小丸山住宅、桜林住宅、小牧住宅を用途廃止

■口座振替の推進

[担当課：市税、使用料等徴収課]

市税や上下水道使用料等の収納率の向上および事務の簡素化のため、口座振替による納入の更なる推進を図ります。

※ P38, 39「市税等の収入確保に係る目標値および具体策」参照

※ P40, 41, 42「市税等の収入額・滞納額および口座振替率」参照

(2) 組織・人事管理制度の見直し

簡素、かつ効率的な組織づくりと能力重視の人事・給与体系への転換を進めます。また地方分権時代を担い、市民との協働を推進するため職員研修を充実します。職員数は定員適正化計画を作成し、組織の効率化に合わせ計画的に減少させます。

◎ 具体的な取組み

■行財政改革事務の効率化

[担当課：秘書人事課]

財政再建からサービス向上を目指した改革を実施するため、平成22年4月から、行財政改革担当を改革事務の効率化が図れる部署に配置します。

■施策に対応する体制の構築

[担当課：秘書人事課]

市政運営の複雑・多様なニーズに、迅速・柔軟に対応できる体制を構築します。必要に応じて、施策を強く推進するためのプロジェクトチームを設置します。

- 平成22年度中に制度設計
- 平成23年度以降必要に応じてプロジェクトチームを設置

■定員管理の適正化

[担当課:秘書人事課]

1次プランにおいて、職員数の大幅な削減を実施しましたが、類似団体と比較しても依然職員数が多いため、第2次定員適正化計画により、サービスの低下を招かないよう計画的に職員数の削減を行います。

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年次目標	673	669	654	637	618	584
前年対比	△17	△4	△15	△17	△19	△34

※当該年度の4月1日の職員数

■組織の合理化、効率化

[担当課:秘書人事課]

多様な行政ニーズに対して、柔軟に対応することができる簡素で効率的な組織機構を実現します。

- 平成26年度までに6部体制から5部体制へ(市長部局)
- 平成22年度からグループ制の導入拡大

■時差出勤制度の活用

[担当課:秘書人事課]

時間外勤務による職員の疲労蓄積の防止や、時間外手当の抑制を図るため、平成22年度から時差出勤制度を導入します。

■人材育成の取組み

[担当課:秘書人事課]

職員の能力を正當に評価できる、能力評価と業績評価による「新人事考課制度」を構築します。また、応募型研修および専門機関研修への派遣、管理職員研修等の職員研修を実施し、管理職・一般職を問わず、時代の変化に対応可能な人材育成を行います。

- 平成22年度に 能力評価制度を設計
- 平成23年度から能力評価制度の試行・本格実施
- 平成23年度に 業績評価制度を設計
- 平成24年度から業績評価制度の試行・本格実施
- 平成23年度に 苦情処理体制を検討・整備

■庁内公募制度の導入

[担当課:秘書人事課]

職員の能力を最大限に発揮・活用するとともに、仕事に対する意欲の向上を図るため、特定部署への配属希望者を募る「庁内公募制度」を、平成22年度から導入します。

■外郭団体への人的支援の縮小・廃止

[担当課:秘書人事課]

公益法人等への職員派遣を縮小していき、定員適正化計画の推進をします。

- 平成22年度 1名帰任
- 平成24年度 3名帰任
- 平成26年度 2名帰任

■職員の接客状況評価

[担当課:秘書人事課]

職員の接客能力の向上を図るため、毎年度、外部講師による接客研修の実施および、外部の接客研修への参加をします。来庁した市民に対し、接客アンケートを実施して、その結果を公表します。

年度	H22	H23	H24	H25	H26
来庁者へのアンケート 実施・公表	実施		実施		実施

■職員提案制度の実施

[担当課:秘書人事課]

職員のアイデアや意見を仕事に生かし、市民サービスの向上や、事務改善の推進、経費削減等を図るため職員提案制度を実施する。

(3) 民間経営手法の活用

すべての公の施設について、管理のあり方を検証し、行政運営の効率化、サービス水準の向上等のため、指定管理者制度の積極的な導入を推進します。

◎ 具体的な取組み

■指定管理者制度などの導入

[担当課：施設所管全課]

公共施設のサービス向上などのために、「中島文化センター」など新たに3施設に指定管理者制度を導入します。また、「親子ふれあいランドあい・あい・あい」の運営を民間に業務委託します。

※ P 3 5 「民間委託導入施設一覧」参照

(4) 特別会計の健全化

受益と負担の関係や事業毎の収支をより明確にすることで、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出の削減を行い、効率的な運営を進めます。

◎ 具体的な取組み

■特別会計の健全運営

[担当課：企画財政課、各所管課]

特別会計についても、一般会計予算と同様に査定を強化するほか、経営環境の変化に適切に対応し、中長期的視点に立って経営を行なうため、経営計画を策定するなど適正化を図ります。

※ P 3 6 「特別会計・公営企業会計一覧」参照

(5) 地方公営企業・地方公社の経営健全化、第三セクター等の見直し

地方公営企業・地方公社については、経営計画を策定し更なる経営健全化に取り組めます。第三セクター等については、独立採算を目指し、改革スケジュールを策定します。経営内容により統廃合、民間譲渡、完全民営化等の検討を進めます。また、広域行政組織についても、中能登町や七尾鹿島広域圏事務組合とともに、そのあり方について検討を進めます。

◎ 具体的な取組み

■地方公営企業等の経営の健全化

[担当課：所管課]

今後も事業を継続する地方公営企業については、経営計画を策定し、それに基づいた健全経営を行います。地方公社・第三セクター等については、それぞれの団体に

経営健全化計画を策定させ、市は、それに基づいた健全運営を指導・監督します。
また、それぞれの団体の経営状況を毎年公表します。

「(有)七尾市わかば農産公社」については、設置目的、事業の必要性、公共性などを考慮し存廃を検討します。

※ P 3 6 「特別会計・公営企業会計一覧」、P 3 7 「第三セクター等一覧」参照

■広域行政体制の見直し

[担当課:企画財政課]

中能登町および七尾鹿島広域圏事務組合と、広域行政のあり方の検討を行い、見直しを実施します。

3. 健全な財政運営

(1) 財政の健全化

経常経費を中心に、人件費、補助金、施設管理費等の節減や公債費負担の適正化等経費全般について縮減合理化を進めます。また、市税等の税込確保や財産収入の確保、使用料・手数料の適正化等により自主財源の確保に努め、自主的、かつ計画的に財政の健全化を進めます。

◎ 具体的な取組み

■空き施設の利活用

[担当課:総務課]

市所有の空き施設について、有効な利活用の検討後、貸付・譲渡・売却等の処分を行うなど、自主財源の確保と管理経費の削減に努めます。

■未利用地の売払い

[担当課:総務課]

市所有の未利用地について、売却可能な財産の処分(売払い)を実施し、自主財源の確保と管理経費の削減に努めます。

- 平成22年度 13箇所
- 平成23年度 7箇所
- 平成24年度 3箇所

■不用備品の売却

[担当課:会計課]

職員数の減少等で不用となった物品を売却することで、自主財源の確保に努めます。

■財政指標の改善

[担当課:企画財政課]

財政状況のゆとりをあらわす「経常収支比率」や、市全体の財政状況をあらわす「健全化判断比率」の改善を行います。

○経常収支比率 平成25年度 97.0% (平成20年度:97.8%)

○実質公債費比率 平成25年度 19.0%未満 (平成20年度:20.5%)

※ 巻末資料編参照

■中期財政計画の策定

[担当課:企画財政課]

計画的かつ健全な財政運営をおこなうために、5か年(平成22年度から平成26年度)の中期財政計画を、平成22年8月までに策定し、公表します。また、毎年2月に時点修正を行い3月に公表します。

■市税その他の収入確保

[担当課:税務課、保険課、広報広聴課、子育て支援課、都市建築課、上下水道課]

市税や国民健康保険税、介護保険料、ケーブルテレビ利用料、上下水道使用料などの収入確保に努め、自主財源の確保を図ります。

※ P38, 39「市税等の収入確保に係る目標値および具体策」参照

※ P40, 41, 42「市税等の収入額・滞納額および口座振替率」参照

(2) 公共施設の適正配置

保育園は、公民の役割分担を検討し、適正配置および民営化を推進します。小学校・中学校は、適正な学級数を確保するため、適正配置を含め、校区の再編成を進めます。その他公共施設については、費用対効果を調査し、類似施設の適正配置を進めます。

◎ 具体的な取組み

■保育および幼児教育環境の整備

[担当課:子育て支援課]

保育および幼児教育の環境の充実や、保育園の適正配置や民営化を図るため、平成22年度中に保育園・認定子ども園の再編計画を策定します。

■中学校再編整備計画の推進

[担当課:子ども教育課]

今後、中学校の生徒数が減少していく状況下においても、良好な教育環境を維持していくため、1学年3学級以上の実現を目指した、市内中学校の再編を行います。

(3) 受益と負担の適正化

使用料・利用料等については、事務事業の性格、市民のニーズ等を考慮しながら見直しを行います。

◎ 具体的な取組み

① 市営住宅駐車場の有料化

[担当課:都市建築課]

市営住宅の駐車場利用者に対して、平成23年度から施設の維持保全のための応分の負担をしていただき、施設の適切な管理を行います。

(4) 経費の削減

補助金・扶助費の再編成、光熱水費の一層の省エネ、業務・管理委託の仕様見直し、公共工事のコストの見直し等経費全般について節減に努めます。

◎ 具体的な取組み

■公用車の削減

[担当課:総務課]

職員数の減少に伴い、公用車の台数を削減します。

(単位:台)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
公用車の削減	2	4	1	1	1

■時間外勤務手当の縮減

[担当課:秘書人事課]

業務の効率化・平準化を図ることや、ノー残業デーの推進により、手当の削減をします。

(単位: %)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
対前年度削減率	8	6	4	2	2

(5) 事務事業の見直しと七尾市総合計画の実施計画策定

事務事業については、需要の範囲、内容や効果を検証し、その必要性を見直し再編・整理、廃止・統合を進めます。

また、総合計画についても、事業の緊急性、必要性、効果などを検証し、事業の取捨選択を行い実施計画を策定します。

◎ 具体的な取組み

■行政評価制度の導入

[担当課:企画財政課]

市民ニーズを把握するとともに行政の透明性を高めるため、平成22年度から行政評価制度を導入し、その内容を毎年公表します。行政評価によって、事業の目的と効果を明確にし、マネジメントサイクル（計画策定→実施→検証→見直し）を確立します。

■市民参加型の計画推進体制の構築

[担当課:企画財政課]

総合計画の実施計画を着実に推進するため、庁内の総合的・横断的な取組みを行うとともに、市民参加型による計画推進体制の構築を図ります。

●計画の推進

行財政改革は、行政当局だけの仕事ではなく、市長、市民、議会、職員の共同作業であり、「七尾市の将来像」の実現のため市民と行政が共に協力し合って取組んでいかなければなりません。

今回の行財政改革プランを確実に実行し、真に効果あるものとしていくため、引き続き次のように取組んでいきます。

(1) 職員の意識改革

市民が税金の使い方に満足感を持てるように、効率的かつ、良質なサービスを提供できるよう、常に改善意識およびコスト意識をもって行財政改革を進めます。

(2) 市民意見の反映

行財政改革プランの実施にあたっては、市民意見を尊重し、市民ニーズの把握のため、より多くの情報収集に努めます。

(3) 取組み項目の公表

個別の取組み状況について、その実績や成果の公表はもちろん、進捗状況などホームページ等で公表します。

(4) 行財政改革プランの随時の検証と見直し

引き続き、行財政改革推進委員会などの場において、個別の取組みの進捗状況や改革の効果などを検証し、より早く効果が上がるよう計画を見直していきます。

公の施設一覧 (行財政改革プランにおいて利用促進に取り組む施設)

1. 市民とともに歩む、開かれた行政運営

(3) 市民主体の行政

■公の施設の利用促進

	施設名	所管課	数 値 目 標 (単位:人) ※H22以降、上段は目標値、下段()は実績値							
			内 容	H20 (基準年度)	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1	七尾サンライフプラザ	総務課	(利用者数) 5年間で15%増	112,739	111,386	116,121 (108,185)	119,503 (110,828)	122,886	126,268	129,650
2	フォーラム七尾	市民男女協働課	(利用件数) H22年度以降:2,300件	2,117件	2,183件	2,300件 (2,270件)	2,300件 (2,332件)	2,300件	2,300件	2,300件
3	中島文化センター	文化課	(利用者数) 5年間で10%増	5,960	6,740	6,079 (5,407)	6,198 (5,876)	6,318	6,437	6,556
4	七尾美術館		(利用者数) H26年度:38,000人	37,015	39,980	37,200 (32,391)	37,400 (26,875)	37,600	37,800	38,000
5	能登島ガラス美術館		(利用者数) H26年度:56,000人	50,600	46,975	52,000 (49,022)	53,000 (50,201)	54,000	55,000	56,000
6	健康増進センターアスロン	健康推進課	(利用者数) H22年度以降:140,600人	132,638	128,240	140,600 (147,138)	140,600 (140,912)	140,600	140,600	140,600
7	七尾フラワーパーク	農林水産課	(利用者数) H25年度以降:30,200人	26,796	24,333	36,800 (36,932)	29,200 (20,259)	29,200	30,200	30,200
8	市内観光施設 (いやしの湯、和倉温泉観光会館、いいPARK七尾、能登小牧台、万葉倶楽部、中島オートキャンプ場、ひよっこり温泉、交流市場、能登島家族旅行村)	観光交流課	(利用者数) H22年度以降:2%~5%増	444,798	455,318	460,863 (457,935)	460,863 (420,831)	451,140	451,140	451,140
9	希望の丘公園	都市建築課	(利用者数) H22年度以降:1,000人増	47,145	40,623	48,145 (35,805)	49,145 (40,759)	50,145	51,145	52,145
10	山びこ荘	生涯学習スポーツ課	(利用者数) H22年度以降:3%増	5,695	6,373	5,870 (6,495)	5,870 (8,452)	5,870	5,870	5,870
11	サンビーム日和ヶ丘		(利用者数) H22年度以降:5%増	31,260	27,624	33,000 (32,581)	33,000 (27,585)	33,000	33,000	33,000
12	図書館 (中央図書館、本府中図書館、田鶴浜図書館、中島図書館)	図書館	(市民1人当たりの年間貸出数) H20年度:6.5冊 →H26年度:7.2冊	6.5冊	6.8冊	6.7冊 (6.7冊)	6.8冊 (7.1冊)	6.9冊	7.0冊	7.2冊
13	市内スポーツ施設 (体育館、野球場、プール、テニスコート、武道館、など全23施設)	生涯学習スポーツ課	(利用者数) 5年間で3%増	306,000	269,609	309,060 (273,705)	310,590 (275,905)	312,120	313,650	315,180
14	市内文化財施設 (能登国分寺展示館、蝦夷穴歴史センター、祭り会館、明治の館、七尾城史資料館、懐古館)	文化課	(利用者数) H22年度以降:10%増	14,067	15,830	15,474 (13,446)	15,474 (13,294)	15,474	15,474	15,474

民間委託導入施設一覧

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(3) 民間経営手法の活用

■指定管理者制度などの導入

①指定管理者制度導入施設

	施設名	所管課	導入予定時期 ※下段()は実績	導入理由
1	中島文化センター	文化課	平成23年4月 (平成23年4月)	・利用者への更なるサービス向上 ・管理経費の節減
2	希望の丘公園	都市建築課	平成24年4月 (平成24年4月)	・利用者への更なるサービス向上 ・管理経費の節減
3	小丸山公園	都市建築課	平成24年4月 (平成24年4月)	
4	湯っ足りパーク わくたまくん広場	観光交流課	平成25年1月 (平成25年1月)	・効率的で効果的な施設の管理運営
5	サンビーム日和ヶ丘	生涯学習スポーツ課	平成25年4月	・利用者への更なるサービス向上 ・人件費、管理経費等の削減
6	能登島グラウンド	観光交流課	平成25年4月	・効率的で効果的な施設の管理運営
7	小牧テニスコート	観光交流課	平成25年4月	・効率的で効果的な施設の管理運営
8	中島林業総合センター	農林水産課	平成25年4月	・効率的で効果的な施設の管理運営

②業務委託導入施設

	施設名	所管課	導入理由
1	親子ふれあいランドあい・あい・あい	子育て支援課	・子育てに関する講座・教室等の内容充実 ・運営経費の削減 実績：平成23年度から導入
2	学校給食センター	子ども教育課	・定員管理の適正化 ・安全安心な学校給食の提供、効率的な運営 導入予定時期：平成26年4月

特別会計・公営企業会計一覧

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(4) 特別会計の健全化、(5) 地方公営企業地方公社の健全化、第三セクター等の見直し

■特別会計の健全運営、■地方公営企業等の経営の健全化

	区 分	所 管 課	取 組 内 容 ・ 目 標
1	公共用地先行取得事業特別会計	総務課	・特別会計を廃止（平成22年度から） 土地取得、管理等の事務の簡素化
2	ケーブルテレビ事業特別会計	広報広聴課	・経営計画の策定・公表（平成22年度から） ケーブルテレビの認知度向上 説明会の開催、市の広報掲載、チラシ等作成・配布 コースの充実と価格の見直し 自主番組の充実 平成20年度末 平成26年度末 加入率 33.4% → 37.2%
3	国民健康保険特別会計	保険課	・国民健康保険特別会計の健全運営 国民健康保険税の収納率向上 ・特定健康診査等の未受診者対策
4	介護保険特別会計	保険課	・介護予防事業の推進による要介護者等の増加抑制 平成26年度要介護認定者見込数 3,789人 → 取組後 3,417人（△372人） ・要介護認定調査及び審査の平準化 ・給付費の適正化及び事業者に対する指導監査の実施
5	簡易水道事業特別会計	上下水道課 料金業務課	・水道事業へ統合 事業の一本化・効率化 ・中島地区統合（平成25年度中） ・七尾南部地区統合（平成28年度中）
6	下水道事業特別会計	上下水道課 料金業務課	・経営計画の策定・公表（平成22年度から） ・面整備計画の策定・公表 ・整備計画（普及率、水洗化率）の公表 平成20年度末 平成26年度末 普及率 66.6% → 77.2% 水洗化率 78.1% → 83.2%
7	公設地方卸売市場事業特別会計	公設地方卸売市場	・経営計画の策定・公表（平成22年度から）
8	分譲宅地造成事業特別会計	都市建築課	・特別会計を廃止（平成24年度から） 起債償還後事業廃止
9	工業団地造成事業特別会計	産業振興課	・特別会計を廃止（平成24年度から）
10	水道事業会計	上下水道課 料金業務課	・経営計画の策定・公表（平成22年度から） ・窓口業務、料金徴収業務等の民間委託（平成24年度から）

第三セクター等一覧

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(5) 地方公営企業地方公社の健全化、第三セクター等の見直し

■地方公営企業等の経営の健全化

①運営を継続する団体

今後も運営を継続する団体には「経営健全化計画」の策定を義務付けます。また各団体の経営状況を毎年公表します。

(単位：千円、%)

	団 体 名	所 管 課	業 務 概 要	出資・出捐額	出資・出捐割合
1	七尾市土地開発公社	総 務 課	公有地の取得及び土地造成事業	10,000	100.00
2	(公財)七尾市公共施設管理公社	総 務 課	七尾サンライフプラザ、市内スポーツ施設等の管理運営	10,000	100.00
3	(公財)演劇のまち振興事業団	文 化 課	能登演劇堂の管理運営、演劇等各種公演の企画・開催	45,000	100.00
4	(株)のと島	観光交流課	島の湯の管理運営	55,000	78.13
5	(株)七尾フラワーパーク	農林水産課	七尾フラワーパークの管理運営	5,100	51.00
6	七尾街づくりセンター(株)	産業振興課	起業家育成施設の管理運営、空き店舗対策等のまちづくり事業の推進	7,000	50.00
7	(株)香島津	産業振興課	能登食祭市場の管理運営	33,000	24.44 ※損失補償あり

②存廃を検討する団体

設置目的や、事業の必要性、公共性などを考慮し存廃を検討します。

(単位：千円、%)

	団 体 名	所 管 課	業 務 概 要	出資・出捐額	出資・出捐割合
1	(有)七尾市わかば農産公社 平成23年9月廃止	農林水産課	農地の管理及び農作業の受託	5,000	62.50

③統合を検討する団体

統合により人的、組織基盤強化や効率的な運営による経営安定化を図ります。

(単位：千円、%)

	団 体 名	所 管 課	業 務 概 要	出資・出捐額	出資・出捐割合
1	(公財)七尾美術館	文 化 課	七尾美術館の管理運営、企画展の企画・開催	79,790	88.86
2	(公財)能登島ガラス美術館振興財団	文 化 課	能登島ガラス美術館の管理運営、企画展の企画・開催	50,000	62.50

市税等の収入確保に係る目標値および具体策

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制 3. 健全な財政運営

(1) 行政システムの改革

■口座振替の推進

(1) 財政の健全化

■市税その他の収入確保

区 分	収入の確保に係る目標値および具体策
1. 市税	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現年度課税分収納率 97.4%(平成21年度) ⇒ 97.6%(平成26年度) ○滞納繰越分決算額 1億3,000万円をベースに収入額を毎年1%ずつ増額 ○口座振替加入率 全税目平均55.2%(平成21年度) ⇒ 70.0%以上(平成26年度) ○口座振替最高税目 66.7%(平成21年度) ⇒ 80.0%以上(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現年度課税分の徴収強化、および滞納繰越分収納額の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日徴収の実施 ・夜間・休日納税相談の実施 ・督促、催告、財産調査、差押の強化(平成21年度滞納整理システム導入) ・滞納実態調査、県外徴収等の実施 ・特別徴収義務者の納税者割合の拡大 ○口座振替納税者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・家屋調査や未納者宅訪問時の勧誘 ・口座振替申込書の郵送および窓口来庁時の加入勧誘
2. 国民健康保険税	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現年度課税分収納率 92.0%(平成21年度) ⇒ 92.4%(平成26年度) ○徴収額(増額) 対前年度徴収額+500万円 500万円(平成22年度) ⇒ 2,500万円(平成26年度) ○滞納繰越分決算額 7,500万円をベースに収入額を毎年1%ずつ増加 ○口座振替加入率 55.5%(平成21年度) ⇒ 70.0%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・税務課と保険税滞納者の取扱いなどの連携強化 ・税務課と一斉徴収の実施 ・現年度分未納者に対する電話催告 ○口座振替納税者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での口座振替促進
3. 後期高齢者医療保険料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滞納繰越分決算額 平成22年度200万円とし、翌年度から毎年度20万円ずつ収納額増 200万円(平成22年度) ⇒ 280万円(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・広報を活用し、制度を周知することにより、納付に対する理解の向上 ・督促状・催告書の発送や日中・夜間における電話催告・臨戸訪問の実施 ・休日における一斉徴収の実施 ・分割納入、徴収猶予等の活用を含む納付計画を被保険者と作成、適切な収納を確保 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収(納付書払い)対象者に納め忘れのないよう、送付物に口座振替納付依頼書を同封
4. 保育園保育料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年9月4日現在の未納額 10,718,620円のうち、回収不可能なもの(725,080円)を引いた 9,993,540円を5年間で回収する。約199万9千円/年度 <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料徴収に関する規則を見直し、併せて滞納対策の実施要領を制定 ・実施要領に従い、滞納者に対する書面での督促、催告等を徹底 ・電話または訪問による催告の実施 ・私立保育園へ保育料収納事務の委託を行ない、入園児の保護者に対する徴収体制を強化 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替未登録者に登録の呼びかけの実施
5. 市営住宅使用料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 93.8%(平成20年度) ⇒ 96.0%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・債務承認兼分割納入誓約書を交わし、計画的納付を実行 ・新たな滞納者を出さないために、電話等で連絡、確認するなど早期対策の実施 ・悪質な滞納者には支払い督促(法的手続き)を請求

区 分	収入の確保に係る目標値および具体策
6. ケーブルテレビ使用料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 現在の収納率100.0%(平成20年度)を維持 ○口座振替加入率 96.5%(平成21年度) ⇒ 97.0%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率維持 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の徴収、および窓口相談、督促、催告、使用停止予告通知等で徴収率を維持 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書の訪問時推奨、窓口来庁者へ口座振替の推奨
7. 介護保険料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滞納繰越分決算額 387万円(平成20年度)を基準に400万円(平成21年度)を確保 420万円(平成22年度) ⇒ 500万円(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・広報を活用し、制度を周知することにより、納付に対する理解の向上 ・督促状・催告書の発送や日中・夜間における電話催促・臨戸訪問の実施 ・休日における一斉徴収の実施 ・分割納入、徴収猶予等の活用を含む納付計画を被保険者と作成、適切な収納を確保 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収(納付書払い)対象者に納め忘れのないよう、送付物に口座振替納付依頼書を同封
8. 簡易水道使用料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 99.8%(平成20年度)を維持し、過年度滞納額を縮小 ○口座振替加入率 87.2%(平成21年度) ⇒ 88.2%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率向上 <ul style="list-style-type: none"> ・債務承認兼分割納入誓約書を交わし、計画的納付を実行 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書の郵送、窓口来庁者へ口座振替の推奨
9. 下水道使用料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 98.2%(平成20年度)から更に収納率向上を目指し、過年度滞納額を縮小 ○口座振替加入率 91.9%(平成21年度) ⇒ 92.9%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率向上 <ul style="list-style-type: none"> ・督促、催告、財産調査、差押等税務課と連絡を密にし、徴収効果を向上 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書の郵送、窓口来庁者へ口座振替の推奨
10. 上水道使用料	<p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 91.9%(平成20年度)を維持し、過年度滞納額を縮小 ○滞納繰越分決算額 収納率を毎年2%アップ 71.2%(平成20年度) ⇒ 83.2%(平成26年度) ○口座振替加入率 88.4%(平成21年度) ⇒ 89.4%(平成26年度) <p>【具体策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・債務承認兼分割納入誓約書を交わし、計画的納付を実行 ・悪質な滞納者には停水予告を通知し、納付促進を図り徴収強化 ○口座振替納入者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書の郵送、窓口来庁者へ口座振替の推奨

市税等の収入額・滞納額および口座振替率

2. 市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制

(1) 行政システムの改革

■口座振替の推進

3. 健全な財政運営

(1) 財政の健全化

■市税その他の収入確保

(単位：円)

区 分	H20	H21	H22	H23
1. 市税 (うち滞納繰越分)	9,400,935,299 (130,459,840)	8,928,497,140 (117,257,657)	8,812,057,963 (172,537,060)	8,719,678,495 (158,399,810)
前年度滞納繰越額	953,982,049	927,583,722	1,008,590,604	999,732,716
※調整額	△ 3,010,300	△ 1,902,000	△ 2,677,626	△ 1,233,076
滞納整理額	130,459,840	117,257,657	172,537,060	158,399,810
現年度分滞納額	245,860,918	235,510,136	223,700,095	192,016,487
不納欠損額	138,789,105	35,343,597	57,343,297	246,317,841
次年度滞納繰越額	927,583,722	1,008,590,604	999,732,716	785,798,476
口座振替率		58.2%	59.6%	63.1%
2. 国民健康保険税 (うち滞納繰越分)	1,355,157,627 (75,354,786)	1,226,101,230 (74,715,104)	1,164,890,511 (79,638,655)	1,306,196,404 (87,476,796)
前年度滞納繰越額	508,878,843	432,961,595	414,098,153	400,231,418
※調整額	△ 9,742,700	△ 9,801,000	△ 4,857,900	△ 7,482,375
滞納整理額	75,354,786	74,715,104	79,638,655	87,476,796
現年度分滞納額	112,441,859	104,435,974	96,061,044	97,558,992
不納欠損額	103,261,621	38,783,312	25,431,224	24,548,279
次年度滞納繰越額	432,961,595	414,098,153	400,231,418	378,282,960
口座振替率		65.9%	66.6%	70.4%
3. 後期高齢者保険料 (うち滞納繰越分)	440,432,776 (-)	434,063,350 (2,423,517)	428,235,126 (2,281,299)	425,956,262 (2,208,476)
前年度滞納繰越額	-	4,145,604	5,829,162	6,693,007
※調整額	-	△ 30,000	△ 85,528	0
滞納整理額	-	2,423,517	2,281,299	2,208,476
現年度分滞納額	4,145,604	4,137,075	3,567,651	3,508,381
不納欠損額	0	0	336,979	834,802
次年度滞納繰越額	4,145,604	5,829,162	6,693,007	7,158,110
口座振替率		42.9%	68.0%	66.8%
4. 保育園保育料 (うち滞納繰越分)	577,444,600 (2,490,720)	560,594,130 (3,950,000)	554,998,600 (4,845,360)	542,789,420 (6,665,980)
前年度滞納繰越額	8,359,460	12,639,620	15,701,700	18,019,780
※調整額	0	0	0	0
滞納整理額	2,490,720	3,950,000	4,845,360	6,665,980
現年度分滞納額	6,770,880	7,012,080	7,163,440	7,180,940
不納欠損額	0	0	0	0
次年度滞納繰越額	12,639,620	15,701,700	18,019,780	18,534,740
口座振替率		96.0%	95.4%	96.7%

※ 調整額とは、決算後に過年度更正等により前年度滞納繰越額を変更した額です。

注 過誤納付の還付などのため、決算書の金額と一致しない場合があります。

(単位：円)

区 分	H20	H21	H22	H23
5. 市営住宅使用料 (うち滞納繰越分)	73,379,150 (2,614,750)	87,181,700 (2,821,400)	114,327,500 (2,538,100)	118,652,900 (999,900)
前年度滞納繰越額	4,684,400	4,814,250	3,833,450	2,216,600
※調整額	0	0	0	
滞納整理額	2,614,750	2,821,400	2,538,100	999,900
現年度分滞納額	2,744,600	1,840,600	921,250	716,400
不納欠損額	0	0	0	0
次年度滞納繰越額	4,814,250	3,833,450	2,216,600	1,933,100
口座振替率		92.3%	93.0%	92.9%
6. ケーブルテレビ使用料 (うち滞納繰越分)	100,358,964 (0)	193,819,827 (0)	219,849,385 (275,155)	228,328,545 (220,206)
前年度滞納繰越額	0	0	291,430	368,487
※調整額	0	0	△ 6,300	0
滞納整理額	0	0	275,155	220,206
現年度分滞納額	0	291,430	358,512	466,201
不納欠損額	0	0	0	0
次年度滞納繰越額	0	291,430	368,487	614,482
口座振替率		96.5%	97.3%	97.1%
7. 介護保険料 (うち滞納繰越分)	867,173,701 (3,875,546)	1,017,840,318 (5,157,211)	1,006,159,292 (4,812,312)	1,007,956,389 (6,887,899)
前年度滞納繰越額	21,247,723	26,816,026	31,235,899	40,282,478
※調整額	26,000	0	△ 22,950	0
滞納整理額	3,875,546	5,157,211	4,812,312	6,887,899
現年度分滞納額	11,910,505	14,162,170	15,062,720	14,372,110
不納欠損額	2,492,656	4,585,086	1,180,879	11,910,307
次年度滞納繰越額	26,816,026	31,235,899	40,282,478	35,856,382
口座振替率		44.6%	44.8%	42.2%
8. 簡易水道使用料 (うち滞納繰越分)	81,442,160 (306,489)	79,616,471 (331,765)	81,483,902 (665,773)	77,505,007 (805,786)
前年度滞納繰越額	1,114,347	1,183,423	1,355,021	1,423,787
※調整額	850	0	△ 79,460	0
滞納整理額	306,489	331,765	665,773	805,786
現年度分滞納額	374,715	1,060,445	813,999	493,398
不納欠損額	0	557,082	0	0
次年度滞納繰越額	1,183,423	1,355,021	1,423,787	1,111,399
口座振替率		88.3%	87.8%	88.9%

(単位：円)

区 分	H20	H21	H22	H23
9. 下水道使用料 (うち滞納繰越分)	575,365,741 (10,788,297)	578,429,374 (9,207,075)	606,240,929 (9,815,027)	594,147,154 (8,903,949)
前年度滞納繰越額	28,444,790	26,646,919	26,146,152	26,160,718
※調整額	17,840	△ 1,365	△ 42,546	△ 370,335
滞納整理額	10,788,297	9,207,075	9,815,027	8,903,949
現年度分滞納額	9,207,161	9,233,562	10,003,746	9,526,777
不納欠損額	234,575	525,889	131,607	152,424
次年度滞納繰越額	26,646,919	26,146,152	26,160,718	26,260,787
口座振替率		92.4%	92.5%	92.5%
10. 上水道使用料 (うち滞納繰越分)	1,927,471,174 (166,305,390)	1,876,569,890 (155,031,249)	1,815,126,004 (152,435,164)	1,751,920,088 (148,332,392)
前年度滞納繰越額	233,465,496	217,055,813	186,972,528	186,942,771
※調整額	△ 244,590	△ 112,293	△ 83,794	△ 950,823
滞納整理額	166,305,390	155,031,249	152,435,164	148,332,392
現年度分滞納額	153,707,944	153,693,143	153,004,094	166,121,729
不納欠損額	3,567,647	28,632,886	514,893	0
次年度滞納繰越額	217,055,813	186,972,528	186,942,771	203,781,285
口座振替率		89.0%	89.5%	89.4%

※ 調整額とは、決算後に過年度更正等により前年度滞納繰越額を変更した額です。
注 過誤納付の還付などのため、決算書の金額と一致しない場合があります。



資料編

七尾市の財政状況等

○市の財政状況をあらわす新たな指標について

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐとともに、財政状況の悪化した団体に対して早期に健全化を促すために、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。

この法律では、地方公共団体は平成19年度決算から、毎年度、市全体の赤字の状況や、市が将来返済する借金などの状況などを示した「健全化判断比率（4指標）」と、公営企業会計ごとの経営状況として、実質的な資金不足に係る指標「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務付けられました。

これにより、これまでに比べ市の財政状況がよりわかるようになりました。

【健全化判断比率（4指標）】

- ・実質赤字比率：普通会計を対象とした赤字の標準財政規模（特定目的以外の普通に行政運営する上で必要なお金）に対する比率
- ・連結実質赤字比率：市の全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する比率
- ・実質公債費比率：市が負担する借金の元利償還金及び準元利償還金（特別会計の繰出金、一部事務組合の負担金など）の標準財政規模に対する比率
- ・将来負担比率：市などが将来負担すべき負債（借金の残高や特別会計への繰出金や一部事務組合の負担金の見込額など）の標準財政規模に対する比率

この4つの指標はそれぞれ関連性があり、例えば、「将来負担比率」が高い場合は、将来負担すべき負債が財政規模に比べて大きい状況にありますので、今後公債費負担が増加することが予想されるため、「実質公債費比率」が悪化することにつながります。

また、「実質公債費比率」の上昇は、市の一般財源に占める義務的経費の割合が大きいことを意味し、人件費などの経費を抑制できなければ歳入不足を生じるおそれがあり、「実質赤字比率」や「連結実質赤字比率」の悪化につながります。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ、実質赤字を解消することや、他の指標の改善のための「財政健全化計画」を議会の議決を経て定め、国や県に提出するとともに公表しなければなりません。また、その実施状況についても議会や国等に報告する必要があります。

七尾市の平成23度までの健全化判断比率は、次のとおりいずれの基準も下回っており、国が定めた基準においては「健全段階」となっています。また、それぞれの公営企業会計においても資金不足はありません。

健全化判断比率

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実質赤字比率 ・早期健全化基準：12.53% ・財政再生基準：20.00%	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率 ・早期健全化基準：17.53% ・財政再生基準：40.00%	—	—	—	—	—
実質公債費比率 ・早期健全化基準：25.0% ・財政再生基準：35.0%	20.1%	20.5%	20.2%	18.9%	17.8%
将来負担比率 ・早期健全化基準：350.0% ・財政再生基準：—	229.4%	210.3%	194.9%	180.8%	169.6%

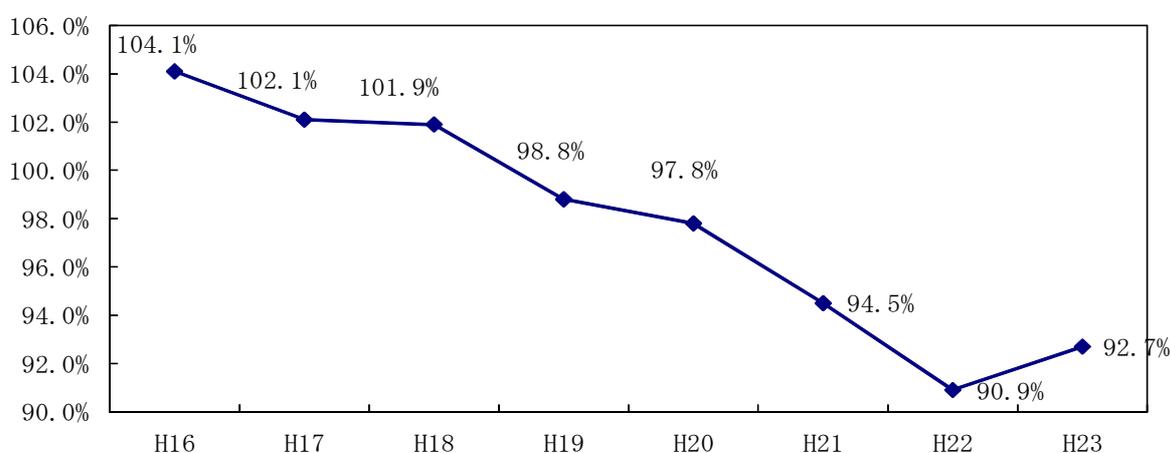
※実質赤字比率と連結実質赤字比率の「—」は赤字額がないことを示します。

公営企業における資金不足比率

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
水道事業会計	—	—	—	—	—
簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—
下水道事業特別会計	—	—	—	—	—
観光施設事業特別会計	—	—	—	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—
分譲宅地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
(経 営 健 全 化 基 準)	20.0				

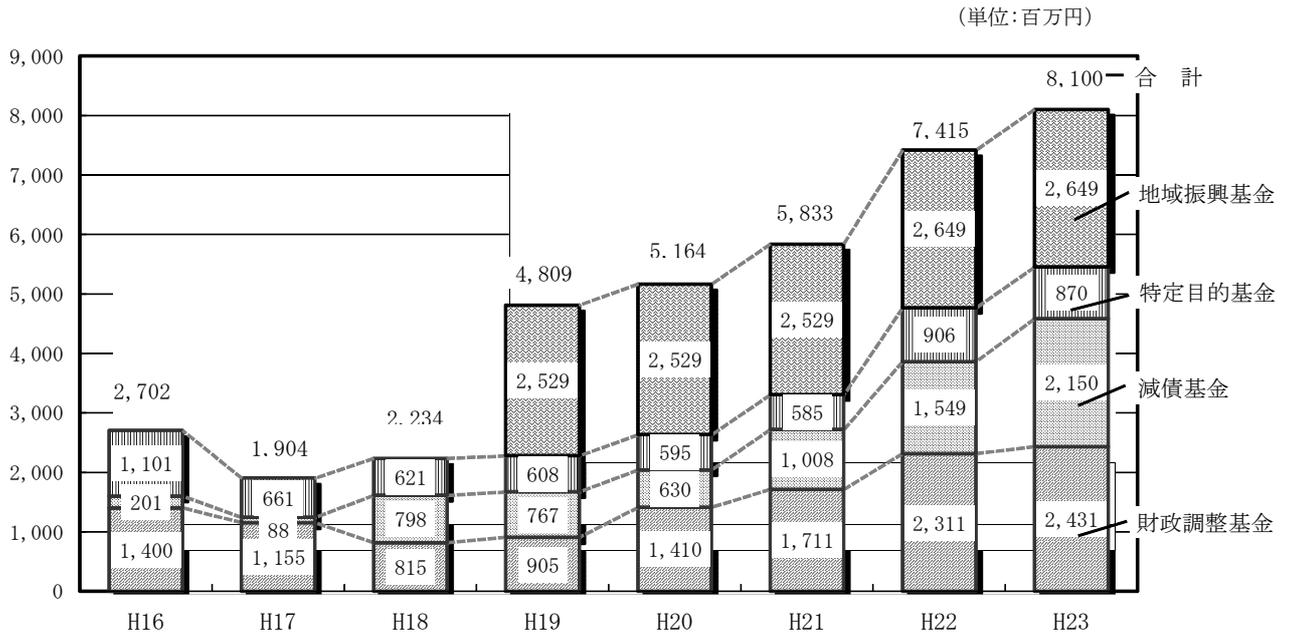
※「—」は資金不足額がないことを示します。

経常収支比率（従来指標）



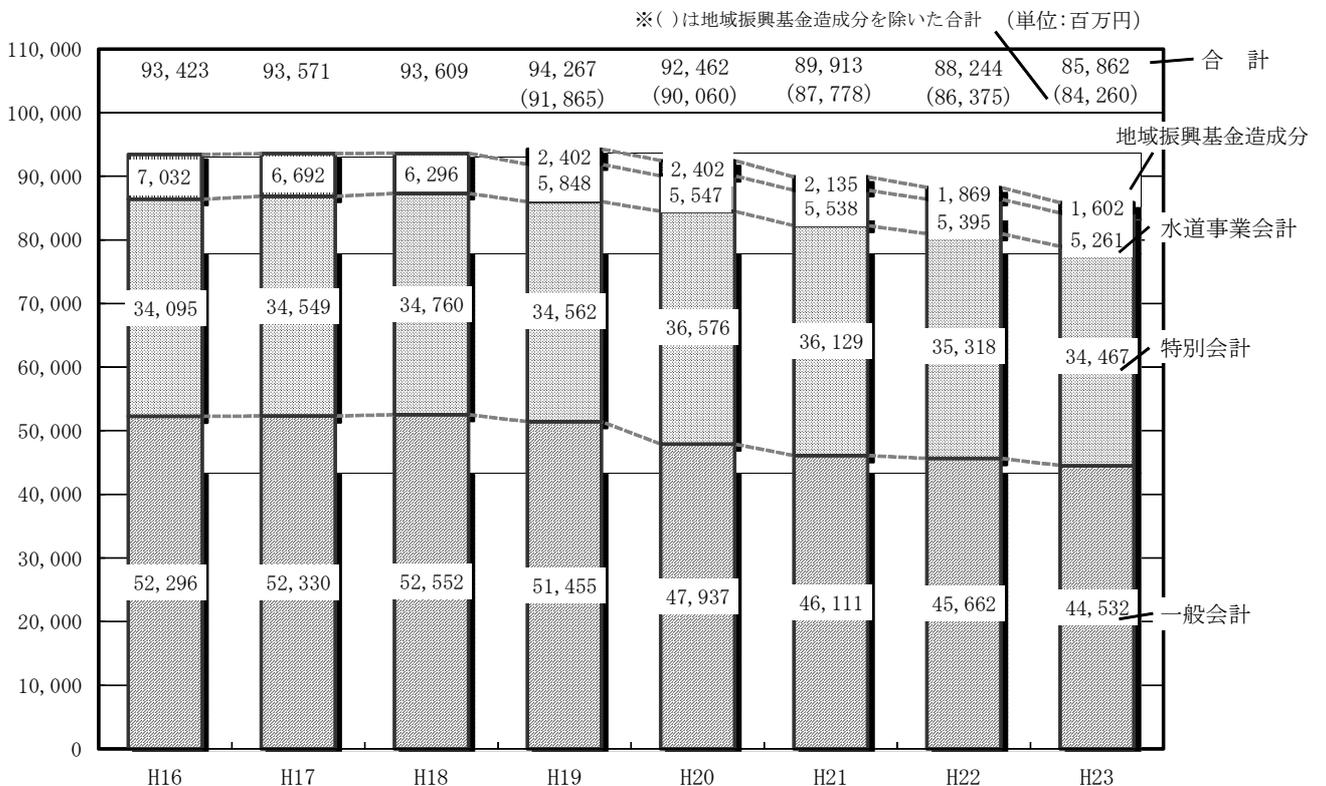
市の財政状況のゆとりをあらわす「経常収支比率」は、行財政改革プランに基づく人件費や、施設管理経費の削減等を実施してきた結果、平成 16 年度と比較して 11.4 ポイント改善しました。

基金残高の状況



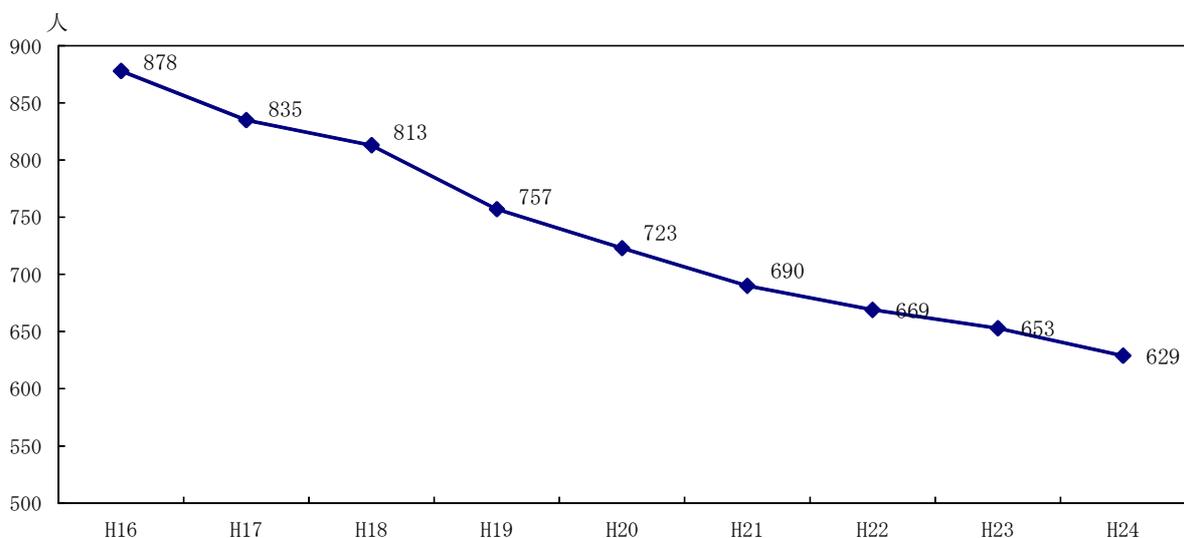
平成19年度に合併特例債を活用して、合併後の新市のさまざまな事業に活用できる地域振興基金を創設しました。平成23年度の市の基金残高は平成16年度と比較して53億9,800万円増加しました。

市債残高の状況



平成16年度から平成19年度までは、合併特例債等を活用した大型事業（七尾駅前再開発事業、ケーブルテレビ整備事業、地域振興基金造成事業など）を実施したために、市債残高は毎年増加していました。しかし、平成20年度には市債残高は減少に転じ、平成23年度は平成16年度と比較して75億6,100万円減少しました。

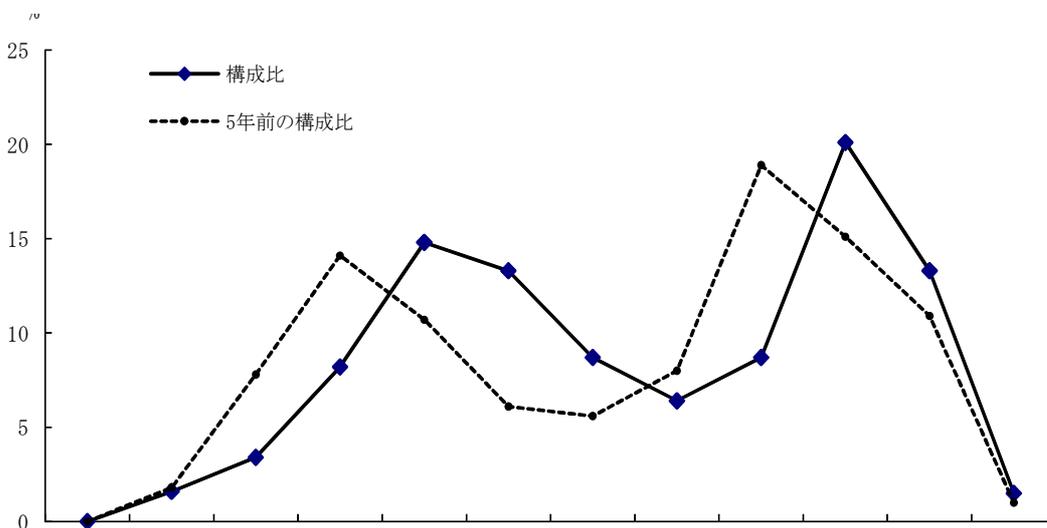
職員数の推移



(職員数：教育長は含まない)

平成 16 年度は、市町合併直後ということもあり、類似団体と比較して職員数が非常に多い状況でした。平成 17 年度に定員適正化計画を策定し、行財政改革プランとあわせて、組織の見直しや事務等の合理化、早期退職の推進などを進めてきた結果、平成 24 年 4 月 1 日現在で、平成 17 年 4 月 1 日現在と比較すると 206 名減少しました。

職員の年齢構成 (平成 24 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	15人	27人	30人	70人	114人	70人	48人	43人	88人	116人	6人	629人

職員の年齢構成については、いわゆる団塊の世代である 50 歳代半ばと、その子どもたちの世代にあたる 30 歳代半ばの職員が多く、構成上、バランスが取れていない状況となっています。

【策定の経過】

平成21年6月30日 第1回行財政改革推進委員会

(主な内容) 市の財政状況等について
行財政改革大綱改訂修正案について
行財政改革プラン策定案について

平成21年11月6日 第2回行財政改革推進委員会

(主な内容) 行財政改革プラン見直しについて
「七尾市の行財政改革（素案）」について

平成21年11月17日 第3回行財政改革推進委員会

(主な内容) 「七尾市の行財政改革（素案）」について

平成21年12月15日 市議会行財政改革推進特別委員会

(主な内容) 「七尾市の行財政改革（案）」について

平成22年2月17日 第4回行財政改革推進委員会

(主な内容) 「七尾市の行財政改革（案）」について

【改訂及び改正の経過】

- ◎七尾市行財政改革大綱（平成22年3月改訂）
- ◎七尾市行財政改革2次プラン（平成22年3月策定）

《 改正 》

- 七尾市行財政改革2次プラン（平成23年3月一部改正）
（改正内容）組織改編による担当課の変更、数値・指標等の更新
- 七尾市行財政改革2次プラン（平成24年4月一部改正）
（改正内容）組織改編による担当課の変更、数値・指標等の更新
- 七尾市行財政改革2次プラン（平成25年2月一部改正）
（改正内容）取組み内容の変更および追加

< 参考 >

- ・七尾市行財政改革大綱（平成17年8月策定）
- ・七尾市行財政改革プラン（平成18年2月策定）
- ・七尾市行財政改革プラン（平成20年5月改訂）

七尾市の行財政改革

発行：七尾市総務部秘書人事課 行政改革推進室

T E L : 0767-53-1110

F A X : 0767-53-7050

Eメール：hisho@city.nanao.lg.jp